

白馬村と東京農業大学との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、白馬村と東京農業大学が包括的な連携のもと、地域社会の発展と人材育成のため、産業振興、まちづくり等様々な分野において相互に協力することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 環境共生型社会実現に向けての各種産業（食糧、環境、資源エネルギー、健康など）の振興のための連携
- (2) 自然環境利活用型の地域振興及び地域間交流にかかる連携
- (3) 教育、文化の発展並びにまちづくり推進のための連携
- (4) 以上の諸活動を推進するための人材育成にかかる連携

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了日の3ヶ月前までに、白馬村と東京農業大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項について、白馬村と東京農業大学が協議をして別に定めるものとする。

平成17年3月29日

長野県 北安曇郡白馬村大字北城7025番地

白馬村長

白馬村長


東京都 世田谷区桜丘1丁目1番1号

東京農業大学学長

准七五十八


本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、各自そ
の1通を所持する。